

○×株式会社 御中

クリーニング事業者のための インボイス制度解説

— 第1回 制度の概要について —

2023年（令和5年）の10月1日から消費税の「適格請求書等保存方式」＝いわゆる「インボイス制度」が始まります。

インボイス（適格請求書）とは、請求書などに適用税率や消費税額等を明示し、税務署が新たに発行する登録番号を記載したものです。クリーニング店の場合も、顧客が企業など事業者の場合は消費税の計算のためにインボイスの発行を顧客から求められることが想定されるため、特に現在免税事業者であるクリーニング事業者は制度開始までに自店でどのような対応をするのか整理しておく必要があります。

本誌では3回に分けてインボイス制度を解説していきます。今回はインボイス制度の概要として制度導入の背景や制度導入による変更と注意点、登録申請に係るスケジュール等について説明します。

このシリーズは、税理士法人みずほにご執筆いただいています

消費税のインボイス制度の概要 インボイス導入の背景

2023年（令和5年）10月1日から消費税の『適格請求書等保存方式』（以下、インボイス制度）が始まります。

インボイス（適格請求書）とは、請求書や納品書、領収証、レシートなどに税務署が新たに発行する登録番号などを記載したものです。

制度導入の理由の一つは、「複数の消費税率が混在していること」です。2019年（令和元年）10月の消費税率の引上げと軽減税率の導入により、消費税率10%または軽減税率8%、消費税率引上げの過程（5%→8%→10%）に伴う経過措置税率（契約時の税率の適用）など、複数の消費税率が混在することになりました。そのため、購入した商品やサービスなどの税率や税額などを買い手に明確にするためにインボイス制度が導入されました。

もう一つは、事業者の消費税負担を公正・公平にするためです。消費税の課税対象となる売上高が1000万円以下の小規模事業者の場合、従来は消費税の納税は必要ありませんでした。

しかし、インボイス制度の開始と共に、インボイスの発行事業者を選択した場合には、課税売上高1000万円以下の事業者にも応分の消費税の納税義務が課されるようになります。

何が変わる？

インボイスのポイントと注意点

消費税を納める仕組みは、原則として、事業者が販売した売上にかかる消費税から、仕入（溶剤などの仕入の他、機械の購入、経費など）のあらゆる支払いを含む）にかかる消費税を差し引いた残りの消費税を納める、というものです。

納める消費税
＝ 売上にかかる消費税
 － 仕入にかかる消費税

この仕入にかかる消費税を、売上にかかる消費税から差し引くことを「**仕入税額控除**」と言います。

仕入税額控除をするための要件は、
 ①仕入（支払い）の事実を記載した帳簿の保存と、②請求書等（証拠書類）の保存、の2点を満たす必要があります。自身で作成する帳簿に加え、仕入税額控除のためには客観的

図表1 インボイス制度のポイント

インボイスとは？



請求書・納品書・領収証・レシートなどに適用税率や消費税額等を明示したもので、税務署が新たに発行する登録番号を記載したものです。

インボイスは何のために必要？

事業を営む顧客（課税事業者）



企業・飲食店・ホテル等

買い手（事業を営む顧客）が消費税の「仕入税額控除」をするために必要。売り手から「インボイス」を入手しなければ仕入税額控除ができず、買い手の消費税負担が増えます。

つまり…

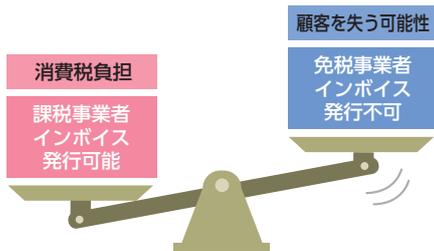
クリーニング店が、事業を営む顧客からインボイスを求められた場合、発行してあげないと顧客に迷惑をかけてしまい、顧客を失う可能性もあります。

インボイス発行事業者のデメリットは？

一般顧客か事業者か、自店のお客様はどんなお客様が多いかな



インボイスの発行事業者となる場合、事前に税務署への登録が必要。従来、消費税を納めていないクリーニング店がインボイスの発行事業者（納税事業者）となる場合には、新たに消費税の納税が発生するので要注意です。



な証拠として相手（売り手）からもらう請求書（証拠書類）が必要です。この証拠書類が、2023年（令和5年）からは適用税率や消費税額が記載されたインボイス（適格請求書）となるということです。

インボイス制度が始まると、売り手が買い手にインボイスを発行してあげないと、買い手は仕入にかかる消費税を、売上にかかる消費税から

差し引けなくなり、結果として、買い手の消費税の負担が増えることになり、つまり、クリーニング店が自店の顧客（この場合、一般の消費者ではなく企業等の事業を営む顧客）課税事業者）からインボイスを求められた場合、発行してあげないと顧客に迷惑をかけてしまい、結果的に顧客を失う可能性もあり得ます。

なお、インボイスの発行事業者となる場合、事前に税務署への登録が必要となります（インボイスの発行事業者にならない場合には、税務署への登録は不要）。

また、従来消費税を納めていないクリーニング店が、インボイスの発行事業者となる場合には、新たに消費税の納税が発生することになるので注意が必要です。

インボイスの様式と交付・保存義務

① 正式なインボイス

インボイスには、次の必要事項を記載しなければなりません（左囲み／p8図表2）。

◆インボイスの記載事項

- ① インボイス発行事業者の氏名（名称）および登録番号（*）
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目がある場合はその旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜または税込）および適用した税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名（名称）

用語解説

（*）登録番号とは？

登録番号とは、インボイスの発行事業者となる場合に税務署に登録申請した結果、税務署から登録が認められたことを示す事業者個別の番号のこと。

図表2 インボイスの様式例

2023年(令和5年)10月～

インボイス

請求書
《8月分》
〇年〇月〇日

●×××(株) 御中

ご請求金額 5,775円 (税込)

株式会社 クリーニング洗太
登録番号: T123...

日付	品名	数量	金額
8/1	学生服	1	1,200
8/15	背広上下	1	1,800
8/29	ワイシャツ	3	750
	ゆかた	1	1,500
	...		
合計			5,250円 消費税 525円

8%対象 --円 消費税 --円
10%対象 5,250円 消費税 525円

*印は軽減税率対象

【インボイスの記載事項】

- ①インボイス発行事業者の氏名または名称および登録番号
- ②取引年月日
- ③取引の内容(軽減税率の対象品目がある場合はその旨)
- ④税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜または税込)および適用税率
- ⑤税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名または名称
- ◆赤色の項目が、現行の請求書等に追加される事項

簡易インボイス

レシート

クリーニング洗太
(TEL 03-XXXX-YYYY)
登録番号: T123...

20XX年7月1日(土) 17:15

背広上下 1点 1,800 1,980円
スカート 1点 600 660円
コート 1点 1,600 1,760円
合計 4,400円

8%対象 --円 (内消費税 --円)
10%対象 4,400円 (内消費税 400円)

お預り 5,000円
お釣り 600円

*印は軽減税率対象

【簡易インボイスの記載事項】

- 左記のインボイス記載事項との違いは以下の通り。
- ◆左記⑥書類の交付を受ける事業者の氏名または名称(=宛名)を省略可能
- ◆適用税率または消費税額等のどちらかを記載(両方記載も可能)
- ◆必要事項を満たせば様式は以下のどれでもOK。
請求書・納品書・領収証・レシートもインボイスにできる

(2) 簡易インボイス

図表2左図のような正式な「インボイス」では、顧客が不特定多数である場合には発行事務が煩雑となるため、(1)の⑥「書類の交付を受ける事業者の氏名(名称)」「宛名」を省略することが認められています。このインボイスを「簡易インボイス」と言います(図表2右図)。

また、インボイスは、顧客と取引

を行う際に従来から発行していた「請求書」「納品書」「領収証」「レシート」などの証拠書類のいづれかの書類に必要事項が記載されていれば構いません。つまり、「納品書」「領収証」「レシート」のどれでも「インボイス」とすることができるといいうことです。

(3) 領収証をインボイスとする

場合の例

例えば、領収証をインボイスとする場合には、p9図表3下図のように従来から使用している領収証にインボイスの発行事業者の登録番号のゴム印を押印することで「インボイス」になりますし、あらかじめ登録番号が印字された領収証を使っても「インボイス」になります。

また、必要事項をすべて手書きし

て記載してもOKです。

(4) 買い手からの支払通知書(仕入明細書)などをインボイスとする場合

クリーニング店では、買い手である顧客が大手の事業者の場合、毎月、支払通知書(仕入明細書)をクリーニング店に送ってもらう場合があると思います。

その場合、支払通知書(仕入明細書)に必要事項が記載されていれば、インボイスとして認められます(p9図表4)。ただし、顧客から送られてきた支払通知書の記載内容が正しいことを売り手であるクリーニング店で確認することが必要です。

(5) インボイスの交付と保存義務

インボイスの発行事業者は、買い手からの求めに応じてインボイスを発行する義務があります。そして、買い手に交付したインボイスの写しを保存しておく義務もあります。

(6) インボイスの交付が免除される場合

インボイスを交付することが困難な次の取引については、インボイスの交付義務が免除されています。し

図表 4 支払通知書のインボイス対応 (イメージ)

支払通知書
《4月分》

●●株式会社 ○年○月○日

送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします

支払金額合計 231,000円

月	日	取引	伝票番号	支払金額 (税抜き)
4	1	クリーニング	123	2,600
	3	クリーニング	456	5,900
	4	クリーニング	789	30,000
	
合計		仕入額	税率	消費税額等
		210,000円	10%	21,000円

仕入伝票 (納品書)

○年4月1日 伝票No123

(品名)	(数量)	(税抜金額)
クリーニング	1	2,000
クリーニング	1	600

支払通知書
《4月分》

●●株式会社 ○年○月○日

登録番号: T123456...

送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします

支払金額合計 231,000円

月	日	取引	伝票番号	支払金額 (税抜き)
4	1	クリーニング	123	2,000
				600
4	3	クリーニング	456	5,900
4	4	クリーニング	789	30,000
	
合計		仕入額	消費税率等	
		8%対象		
		10%対象	210,000円	21,000円

仕入伝票 (納品書)

○年4月1日 伝票No123

(品名)	(数量)	(税抜金額)
クリーニング	1	2,000
クリーニング	1	600

(注)※は軽減税率対象

図表 3 既存の様式を活用したインボイスへの対応例

請求書(控) 2021年10月25日 No. 000

株式会社
イタリアンレストラン
○○駅前店 様

TEL 03-123-4567

下記のとおりに御請求申し上げます

登録番号: T1234567890123

税込合計金額	48,950	消費税額	4,450
--------	--------	------	-------

月日	品名	数量	単価	金額	税引	税率	税額
7/25	制服ユニフォーム	10	1,800	18,000	0	10	
	エプロン	10	700	7,000	0	10	
	テーブルクロス	15	1,300	19,500	0	10	
合計 (税抜・税込)				44,500		10%	4,450

領収証

イタリアンレストラン
○○駅前店 様

2021年10月25日

¥33,000-

但 クリーニング代として
上記正に領収いたしました

内訳

税抜金額	30,000
消費税額等 (10%)	3,000

株式会社
クリーニング洗太
TEL 03-123-4567

空いているスペースに登録番号を記載することにより
インボイス対応可

- ◆インボイスの交付が免除される場合
- ① 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等(3万円未満のもの)
 - ② コインランドリーもこれに該当
 - ③ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日および通勤手当等
 - ④ 公共交通機関である船舶、バスまたは鉄道による旅客の運送(3万円未満のもの)
 - ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス(郵便ポストに差し出されたもの)
 - ⑥ 古物営業、質屋または宅地建物取引業を営む事業者がインボイスの発行事業者でない者から、古物、質物または建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引

たがって、これらの取引の買い手は、売り手からインボイスを交付してもらう必要はありません。

ただし、会計帳簿(総勘定元帳、得意先元帳、仕入先元帳など)にインボイス交付義務が免除されている取引である旨の記載が必要となりますので注意が必要です。

- 必要な手続きとスケジュール
- (1) 登録申請の手続き
 - インボイスの発行事業者になることを選択した場合には、税務署に『適格請求書発行事業者の登録申請書』(以下、『登録申請書』)を提出し、登録を受ける必要があります。
 - 申請から登録までの流れは、p 10 図表5のとおりです。
 - (2) 登録申請のスケジュール
 - 登録申請書は、2021年(令和3年)10月1日から税務署に提出することが可能となっています。2023年(令和5年)10月1日からインボイス制度が始まりますが、インボイス制度の開始時にインボイスの発行事業者になることを選択する場合は、登録申

- ⑦ 簡易インボイスの記載事項(取引年月日を除く)を満たす入場券等が使用の際に回収される取引
- ⑧ インボイスの発行事業者でない者から再生資源または再生部品を棚卸資産として購入する取引

請書を原則として2023年（令和5年）3月31日までに提出しなければなりません。

ただし、困難な事情がある場合には、2023年（令和5年）9月30日が提出期限とされています。

◆経過措置について

（1）インボイスの発行事業者以外の者に支払った仕入代金などについての経過措置

インボイス制度が始まると、買い手は売り手から「インボイス」を手しなれば、仕入税額控除ができなくなり、納める消費税の負担が増えることとなります。

ただし、経過措置があります。インボイスの発行事業者以外の者に支払った仕入（支払い）であっても、図表6のとおり、買い手には一定の期間、一定の割合は、仕入税額控除が認められています。

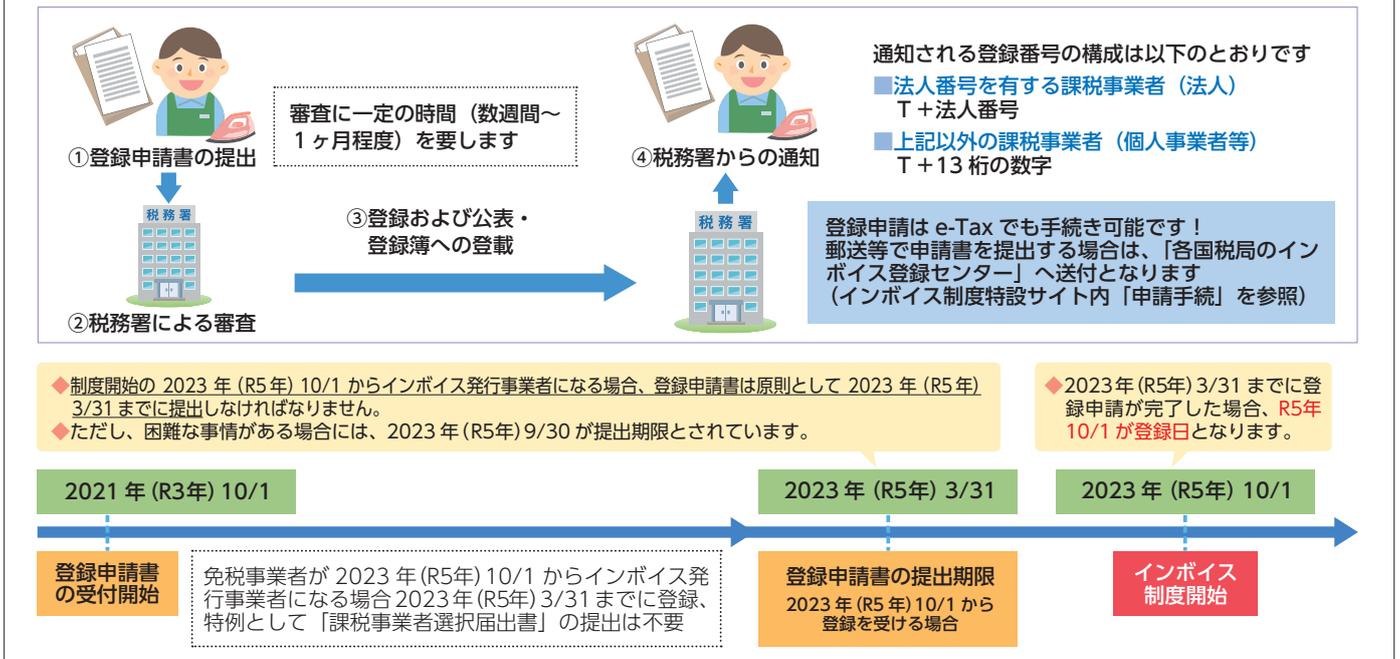
次回予告

インボイス制度が中小事業者に与える影響として、現在免税事業者である場合の対応について（インボイス発行事業者⇨課税事業者になるかどうかの判断等）解説する予定です。

図表6 インボイス発行事業者以外の者に支払った仕入（支払い）代金などについての経過措置

期間	経過措置
2023年（令和5年）10/1 ～2026年（令和8年）9/30まで （当初3年間）	インボイスの発行事業者以外の者に支払った仕入（支払い）でも、その仕入に含まれる消費税の80%は仕入税額控除できます。
2026年（令和8年）10/1 ～2029年（令和11年）9/30まで （次の3年間）	インボイスの発行事業者以外の者に支払った仕入（支払い）でも、その仕入に含まれる消費税の50%は仕入税額控除できます。

図表5 インボイス発行事業者の申請から登録まで（手続きとスケジュール）



●国税庁HP内インボイス制度特設サイト

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>
「インボイス制度特設サイト」で検索

●軽減・インボイスコールセンター 0120-205-553（無料）【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）